

一関市花泉コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

改正前	改正後
<p>(利用の許可)</p> <p>第2条 コミュニティセンター（以下「センター」という。）を利用しようとする者は、<u>花泉コミュニティセンター利用許可申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）を、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第2条 コミュニティセンター（以下「センター」という。）を利用しようとする者は、<u>花泉コミュニティセンター利用申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）を、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>(利用の変更及び取消し)</p> <p>第3条 前条の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用内容の変更又は取消しをしようとするときは、利用する日の前日までに市長にその旨を申し出て _____ 、承認を受けなければならない。</p>	<p>(利用の変更及び取消し)</p> <p>第3条 前条の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用内容の変更又は取消しをしようとするときは、利用する日の3日前までに<u>花泉コミュニティセンター利用（変更・取消）申請書</u>（様式第3号）に許可書を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちにこれを審査し、<u>適当と認めるときは、承認する</u> _____ とともに、既納の使用料（指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、利用料金。第5条及び別表を除き、以下同じ。）に不足を生じたときは、不足額を納付させなければならない。</p>	<p>2 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちにこれを審査し、<u>適当と認めるときは、花泉コミュニティセンター利用（変更・取消）許可書</u>（様式第4号）を利用者に交付するとともに、既納の使用料（指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、利用料金。第5条及び別表を除き、以下同じ。）に不足を生じたときは、不足額を納付させなければならない。</p>
<p>(附属設備等の使用料)</p> <p>第5条 条例別表に規定する<u>暖房料</u> 及び同表備考3に規定する附属設備及び備品等の使用料（指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、利用料金の限度額。別表において同じ。）は、別表のとおりとす</p>	<p>(附属設備等の使用料)</p> <p>第5条 条例別表に規定する<u>冷暖房料</u>及び同表備考3に規定する附属設備及び備品等の使用料（指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、利用料金の限度額。別表において同じ。）は、別表のとおりとす</p>

る。

(使用料の減免)

第6条 [略]

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその旨を付記
_____しなければならない。

別表 (第5条関係)

利用区分	単位	使用料
暖房料 (ストーブ)	1台につき1時間	<u>50円</u> 。ただし、使用した燃料の消費量と同量の燃料を補充してこれに代えることができる。
電気器具等 (消費電力500W以上のもの _____に限る。) を持 込使用する場合の電 気料金	<u>1回につき消費 電力量1kWhまで</u> <u>1回につき消費 電力量1kWhを超 える場合</u>	50円 <u>3kWhまでは100円とし、 3kWh増えるごとに50円 を加算する。</u>
[略]		

る。

(使用料の減免)

第6条 [略]

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、花泉コミュニティーセンター使用料減免申請書 (様式第1号) をあらかじめ市長に提出しなければならない。

別表 (第5条関係)

利用区分	単位	使用料
<u>冷暖房料 (冷暖房設 備)</u>	<u>1室につき1時 間</u>	<u>100円</u>
暖房料 (ストーブ)	1台につき1時間	<u>100円</u> 。ただし、使用した燃料の消費量と同量の燃料を補充してこれに代えることができる。
電気器具等 (消費電力 の合計が500Wを超え る場合に限る。) を持 込使用する場合の電 気料金	<u>コンセント1か 所につき1時間</u> <u>(コンセント1 か所当たりの消 費電力は1500W までとする。)</u>	50円
[略]		

様式第1号(第2条関係)

許可番号	許可年月日
第 号	

花泉コミュニティセンター利用許可申請書

年 月 日

一関市長(指定管理者) 様

申請者 住所又は
名 称
氏名又は
代 表 者
利用責任者名
連絡先(電話)

次のとおり利用許可を申請します。

利用施設名			
利用目的		利用人員	人
利用日時	月 日(曜日)	時 分から	時 分まで
利用条件等			
使用料(利用料金) (記入しないこと。)	1	円	
	2	円を	円減ずる。
	3	全額免除	

様式第1号(第2条、第6条関係)

花泉コミュニティセンター利用申請書(花泉コミュニティセンター使用料減免申請書)

申請日 年 月 日

一関市長(指定管理者) 様

申請者	団体名
	住 所
	氏 名
	電話番号

次により、コミュニティセンターの利用を許可くださるよう申請します。

利用目的	利用予定人数	人	《コミュニティセンター記入欄》 使用実績による追加精算の有無
利 用 日 時	利用部屋名	冷暖房の使用	
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無	有・無
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無	有・無
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無	有・無
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無	有・無
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無	有・無
利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)			有・無
備考(催事等の場合、参加者の参加費用の有無など)			有・無

※施設使用料を下記の理由により減免されるよう申請します。

使用料の減免を受けようとする理由と減免割合					
○印	理 由	減免割合	○印	理 由	減免割合
	市・教育委員会の主催	100%		公共・公益利用(まちづくり、ボランティア)	100%
	市・教育委員会の共催(必要以上の入場料等の徴収ない場合)	100%		その他()	%
	市・教育委員会の後援(必要以上の入場料等の徴収ない場合)	50%		農業施設を生産・加工団体利用(会議等)	100%
	地域コミュニティ増進(会議・行事等)	100%		農業施設を生産・加工団体利用(研修等)	50%
	地域コミュニティ増進(趣味・教養)	50%		スポーツ施設の体協加盟団体等利用(競技練習)	50%
	福祉、青少年健全育成(スポ少含む)目的	100%		地域集会所的施設の地域団体利用	100%
	生涯学習推進(趣味・教養活動)目的	50%		備考：催事や団体を確認できる書類を添付すること。	

様式第2号(第2条関係)

許 可 番 号	許 可 年 月 日
第 号	

花泉コミュニティセンター利用許可書

年 月 日

申請者

様

一関市長(指定管理者)

次のとおり利用を許可する。

利 用 施 設 名			
利 用 目 的		利用人員	人
利 用 日 時	月 日(曜日)	時 分から	時 分まで
利 用 条 件 等			
利 用 責 任 者			

様式第2号(第2条関係)

花泉コミュニティセンター利用許可書

年 月 日

団 体 名

住 所

氏 名

電 話 番 号

様

次のとおり コミュニティセンターの利用及び使用料減免を許可します。

使用料は、前納してください。

一関市長(指定管理者)

図

利用目的	利用予定人数	人
利 用 日 時	利用部屋名	冷暖房の使用
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)		
備考(催事等の場合、参加者の参加費用の有無など)		
許 可 の 条 件	一関市花泉コミュニティセンター条例及び一関市花泉コミュニティセンター条例施行規則を遵守すること。	
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 花泉コミュニティセンターを利用する際は、係(事務室)又は警備員に申し出ること(利用報告書を受け取ってください。) 2 花泉コミュニティセンターの利用後は、清掃の上、原状に復すること。 3 花泉コミュニティセンターの利用後は、必ず利用報告書に所定の事項を記入の上、即日提出のこと。 4 火気(暖房・たばこなど)等については、特に安全を確認のこと。 5 管理運営上支障を来す場合は、利用を取り消すことがあります。 6 利用許可を受けた内容に変更が生じる場合は、その旨申し出ること。利用目的の変更の場合、利用許可や使用料減免の取消しをすることがあります。また、使用料に変更が生じる場合、速やかに清算すること。ただし、日程や時間の変更は2回を限度とします。 7 申請者の自己都合で利用取消しをする場合、使用料の還付はしません。 	

様式第3号(第3条関係)

花泉コミュニティセンター利用(変更・取消)申請書

申請日 年 月 日

一関市長(指定管理者)様

申請者

団体名	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>

次により、 コミュニティセンターの利用(変更 [回目]・取消)を許可くださるよう申請します。

(注)利用の変更は2回が限度です。

変更前	利用目的	利用予定人数	人
	利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)		備考
	既納の使用料 円	領収書番号・納入通知書番号	

変更後	申請区分	<input type="checkbox"/> 次のとおり変更	<input type="checkbox"/> 上記の利用を取消し	
	利用目的	利用予定人数	人	《コミュニティセンター記入欄》 使用実績による追加精算の有無
	利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用	
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	
	利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)		備考	有・無

様式第4号(第3条関係)

花泉コミュニティセンター利用(変更・取消)許可書

年 月 日

団体名

住 所

氏 名

様

電話番号

次のとおり コミュニティセンターの利用(変更 [同日] ・取消)を許可します。

下記により使用料が発生する場合、前納してください。 一関市長(指定管理者) 印

変更前	利用目的	利用予定人数	人
	利 用 日 時	利用部屋名	冷暖房の使用
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)	備考	
	既納の使用料 円	領収書番号・納入通知書番号	

変更後	申請区分	<input type="checkbox"/> 次のとおり変更	<input type="checkbox"/> 上記の利用を取消し
	利用目的	利用予定人数	人
	利 用 日 時	利用部屋名	冷暖房の使用
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)	備考	
許可の条件	一関市花泉コミュニティセンター条例及び一関市花泉コミュニティセンター条例施行規則を遵守すること。		
注意事項	1 変更前の許可書に同じ。		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。